

大分市公告第444号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大分市契約事務規則（昭和39年大分市規則第12号）第25条の規定に基づき公告する。

令和8年8月27日

大分市長 足立 信也



1 競争入札に付する事項

- | | |
|------------|--|
| (1) 委託業務名 | 大分市地域公共交通計画策定事前調査業務委託 |
| (2) 履行場所 | 大分市全域 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日の翌日から令和9年3月12日（金）まで |
| (4) 業務内容 | 仕様書のとおり |
| (5) 予定価格 | ¥6,244,700.－（消費税及び地方消費税を含む。）
¥5,677,000.－（消費税及び地方消費税を除く。） |
| (6) 最低制限価格 | 設けない |

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 大分市測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査要綱（平成17年大分市告示第1700号）により、**業種区分 土木コンサル（都市計画及び地方計画）**について、入札参加の認定を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 公告日から入札予定日までの間のいずれの日においても、大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領（平成12年大分市告示第477号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 公告日から入札予定日までの間のいずれの日においても大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成24年大分市告示第377号。以下「排除措置要綱」という。）に基づく排除措置期間中でないこと。
- (5) 入札予定日以前3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生

手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。

(7) 過去3年間（令和5年4月1日から令和8年3月31日まで）において、元請けとして、地方公共団体または地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)に基づく協議会が発注した「地域公共交通計画」の作成（改訂を含む。）に係る履行実績を有すること。ただし、調査業務のみは除く。

(8) 照査技術者及び管理技術者は、下表に記載する者をそれぞれ配置できること。ただし、照査技術者と管理技術者は兼任できない。

照査技術者	別添「資格種類別担当業務内容一覧表」に記載されている、土木コンサルタント（都市計画及び地方計画）に係る有資格者1名
管理技術者	別添「資格種類別担当業務内容一覧表」に記載されている、土木コンサルタント（都市計画及び地方計画）に係る有資格者1名

3 入札手続等

(1) 契約担当課

大分市荷揚町2番31号 大分市役所 7階

都市計画部都市交通対策課（管理担当班） 電話 097-537-5970

(2) 本公告内容の交付の期間、場所及び方法

① 交付期間

令和8年8月27日（木）から令和8年9月11日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで

② 交付場所及び方法

インターネット（大分市役所ホームページ <http://www.city.oita.oita.jp/>）によるほか、都市交通対策課においても交付する。

(3) 本業務に係る仕様書等（以下「仕様書等」という。）の交付・閲覧の期間及び場所

① 交付・閲覧期間

3の(2)の①に同じ

② 交付・閲覧場所

3の(2)の②に同じ

(4) 仕様書等の質疑応答

① 仕様書等に質問がある場合には、次により書面で持参又は電子メールにて提出すること。

ア 提出期間

令和8年8月28日（金）から令和8年9月4日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

イ 提出場所

大分市荷揚町2番31号 大分市役所 7階

都市計画部都市交通対策課交通政策室 企画調整担当班

電子メール：tosikotu@city.oita.oita.jp

- ② ①の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

質問書の提出期間の最終日の翌日から起算して2日後までに開始し、入札予定日の前日をもって終了するものとする。(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

イ 閲覧場所

3の(2)の②に同じ

- (5) 競争入札参加資格確認申請書及び競争参加資格を確認する資料(以下、「申請書等」という。)の提出期間及び方法

① 提出期間

令和8年8月27日(木)から令和8年9月10日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

② 提出方法

申請書等は、別紙様式第1号、様式第2号、様式第3号により作成し、都市交通対策課交通政策室(企画調整担当班)に持参すること。

③ その他

申請書等を期限内に提出しなかった者又は契約担当者が競争参加資格を有していないと認めた者は、当該入札に参加することができない。

- 4 現場説明会 実施しない。

- 5 入札保証金 免除とする。

- 6 入札(開札)の日時、場所及び方法

(1) 日 時 令和8年9月11日(金) 午後1時30分

(2) 場 所 大分市荷揚町2番31号 大分市役所 9階 第2入札室

(3) 入札方法

入札場所に入札書を持参することとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(4) 入札回数 原則として1回とする。

(5) その他

- ① 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- ② 入札者が代理人の場合は、当日委任状を持参すること。

7 競争入札参加資格の確認及び落札者の決定等

(1) 開札後は、最低価格入札者の入札額、業者名を公表の上、落札者の決定を保留し、開札を終了する。

(2) 開札終了後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者（以下「落札候補者」という。）の申請書等について審査し、落札候補者が競争参加資格を満たしていると確認した場合には、当該落札候補者を落札者として決定するものとし、競争参加資格を満たしていないと確認した場合には、当該落札候補者を除いて予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）が競争参加資格を満たしていることを確認した上で、次順位者を落札者とするものとする。ただし、次順位者が、競争参加資格を満たしていないと確認した場合には、順に同様の手続きを行うものとし、競争参加資格を満たしていない者が行った入札については、無効とし、その結果を通知する。

なお、落札者を決定した場合は、直ちに入札参加者に対し通知を行うとともに、当該入札結果を公表するものとする。

8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、7の通知日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。）以内に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）を持参して説明を求めることができるものとする。なお、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) (1)の書面を提出した者に対する回答は、書面の提出があった日の翌日から起算して8日（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。）以内に説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(3) (1)の書面の提出先は、3の(4)の①のイとする。

9 契約保証金 大分市契約事務規則第7条第8号の規定により免除とする。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- ① 入札者としての資格のない者のした入札
- ② 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- ③ 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- ④ 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札
- ⑤ 入札金額を訂正した入札
- ⑥ 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
- ⑦ 郵送又は電送による入札
- ⑧ 公告に示した競争参加資格のない者のした入札

⑨ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札

⑩ 前各号に定めるもののほか、契約担当者において、特に指定した事項に違反した入札

11 支払条件

前払金 なし

12 その他

(1) この公告に定めのない事項については、大分市物品等供給契約に係る一般競争入札実施要領（平成20年6月1日施行）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び大分市契約事務規則の定めるところによる。

(2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3) 契約担当者は、開札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のアからウのいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。

この場合において、契約担当者は当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

ア 指名停止要領に基づく指名停止措置を受けた場合

イ 排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合

ウ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなった場合

(4) 契約担当者は、落札決定後、契約締結までの間に落札者が、(3)のアからウのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消を行うことができるものとする。

この場合において、契約担当者は落札決定の取消しに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

(5) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(6) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(7) その他不明な点は、都市計画部都市交通対策課交通政策室（企画調整担当班）まで照会のこと。

電話 097-537-5969

資格種類別担当業務内容一覧表

資格名称	技術（専門）部門	選択科目	測 量		土 木 コ ン サ ル タ ン ト																			地質調査				
			測量一般	地図	航空測量	河川	港湾	電力土木	道路	鉄道	上水道	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画	地質	土質基礎	鋼構造	トンネル	施工計画	建設環境	機械	電気電子	その他	地質調査
測量士			◎	◎	◎																							
測量士補																												
技術士	総合技術監理部門	機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット、情報・精密機器、材料強度・信頼性、機構ダイナミクス・制御、熱・動力エネルギー機器又は流体機器とするものに限る																							◎		△	
		電気電子一般及び送配変電、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備又は電力・エネルギーシステムとするものに限る																								◎	△	
		建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る				◎																					△	
		建設一般並びに港湾及び空港とするものに限る					◎																				△	
		建設一般及び電力土木とするものに限る						◎																			△	
		建設一般及び道路とするものに限る							◎																		△	
		建設一般及び鉄道とするものに限る								◎																	△	
		建設一般並びに都市及び地方計画とするものに限る															◎	◎									△	
		建設一般並びに土質及び基礎とするものに限る																		◎							△	◎
		建設一般並びに鋼構造及びコンクリートとするものに限る																			◎						△	
		建設一般及びトンネルとするものに限る																				◎					△	
		建設一般並びに施工計画、施工設備及び積算とするものに限る																					◎				△	
		建設一般及び建設環境とするものに限る																						◎			△	
		上下水道一般並びに上水道及び工業用水道とするものに限る										◎															△	
		上下水道一般及び下水道とするものに限る											◎														△	
		農業一般及び農業土木、農業農村工学とするものに限る												◎													△	
		森林一般及び森林土木とするものに限る													◎												△	
		水産一般及び水産土木とするものに限る														◎											△	
		情報工学一般とするものに限る																								◎	△	
		応用理学一般及び地質とするものに限る																		◎							△	◎
		衛生工学一般及び廃棄物管理、廃棄物・資源循環とするものに限る															◎										△	
	機械部門	機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット、情報・精密機器、材料強度・信頼性、機構ダイナミクス・制御、熱・動力エネルギー機器又は流体機器とするものに限る																								◎		△
		電気電子一般及び送配変電、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備又は電力・エネルギーシステムとするものに限る																								◎	△	
		河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る				◎																					△	
		港湾及び空港とするものに限る					◎																				△	
		電力土木とするものに限る						◎																			△	
		道路とするものに限る							◎																		△	
		鉄道とするものに限る								◎																	△	
		都市及び地方計画とするものに限る															◎	◎								△		
		土質及び基礎とするものに限る																		◎							△	◎
		鋼構造及びコンクリートとするものに限る																			◎						△	
		トンネルとするものに限る																				◎					△	
		施工計画、施工設備及び積算とするものに限る																					◎			△		
		建設環境とするものに限る																						◎		△		
		上下水道部門	上水道及び工業用水道、下水道とするものに限る									◎	◎														△	
		農業部門	農業土木、農業農村工学とするものに限る											◎													△	
森林部門	森林土木とするものに限る												◎												△			
水産部門	水産土木とするものに限る													◎											△			
情報工学部門	特定なし																							◎	△			
応用理学部門	地質とするものに限る																	◎							△	◎		
衛生工学部門	廃棄物管理、廃棄物・資源循環とするものに限る														◎										△			
R C C M	河川、砂防及び海岸・海洋				◎																					△		
	港湾及び空港					◎																				△		
	電力土木						◎																			△		
	道路							◎																		△		
	鉄道								◎																	△		
	上水道及び工業用水道									◎																△		
	下水道										◎															△		
	農業土木											◎														△		
	森林土木												◎													△		
	水産土木													◎												△		
	造園															◎										△		
	都市計画及び地方計画																◎								△			
	地質																	◎							△	◎		
	土質及び基礎																		◎						△	◎		
	鋼構造及びコンクリート																			◎					△			
	トンネル																				◎				△			
	施工計画、施工設備及び積算																					◎			△			
	建設環境																						◎		△			
	機械																							◎	△			
	電気電子																								◎	△		
	廃棄物															◎										△		
地質調査技士																									△	◎		
認定技術管理者																									△	◎		

「◎」は照査技術者及び管理技術者になれる資格とする。
「△」は業務の内容により特記仕様書に必要な資格を指示するもの。
「☆」は建設コンサルタント登録規程（昭和５２年建設省告示第７１７号）及び地質調査業者登録規程（昭和５２年建設省告示第７１８号）により登録した部門に限り、管理・照査技術者になれる。